

第4回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和7年4月28日(月) 午前10時00分 午前11時00分
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、5 赤坂委員、 6 土居委員、7 石本委員 欠席農業委員 4 渡橋委員 推進委員 建山推進委員、大藤推進委員、土居推進委員、 須賀推進委員、大木推進委員、片田推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 農地法第5条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について 議案第17号 非農地承認申請について 議案第18号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第4回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番土居委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、4番 渡橋委員です。 それでは、日程第1、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は511㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から東へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、田ノ浦三丁目〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計323㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、きゅうり、トマト、ナスを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原小学校から北東へ約600m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は畑、面積は492 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、ぶどうを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南へ約650m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は、仁賀町〇〇の1筆、地目は田、面積は819 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀小学校から北西へ約3km付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 1 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、田万里町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 12 m²です。 農業用倉庫への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既に整備され、進入路として利用されているため、譲渡人から始末書の提出を受けており、譲渡人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから西へ約 1km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は 107.53 m²です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	吉名地域交流センターから北東へ約 1.5km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,422 m²です。 太陽光発電設備、進入路及び機材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	JR 大乗駅から北東へ約 350m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 4番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,110 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	JR 大乗駅から北東へ約350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第16号「農地法第5条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の8～9ページをご覧ください。 1番の申請地は、新庄町〇〇の1筆、地目は田、面積は計985 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 本件は、令和6年12月27日付け指令竹農委第5-6-55号で許可を受けた土地について、隣接農地への悪影響を避けるため、太陽光パネルの配置計画を変更しました。しかし敷地の形状により変更前のパネル192枚を配置できないため、高性能パネル168枚の配置に変更し、また建築面積を513 m ² から449 m ² に変更するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。

議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第17号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は12㎡です。 昭和の中頃から耕作者がおらず、建物の生活排水用の水路として利用されている状態となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から東へ約300m付近にあります。 現地確認時、水路として利用されており、耕作が困難な状態となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
土居 推進委員	該当地については、農地として長年利用されており、非農地と判断するには確認不足の点がある。水路に関して土地所有者に聞き取りが必要である
	委員、推進委員より意見があり最終的に、「聞き取りが必要であれば、聞き取り後に再度審議をしてはどうか」と意見が統一される。
議 長	土地所有者への聞き取り後に、本件を再度審議するということによろしいでしょうか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件は次回総会で再度審議することに決定いたします。事務局は土地所有者へ水路に関する聞き取りをお願いします。 続きまして、日程第5、議案第18号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 5 ページ、別紙「令和 7 年度最適化活動の目標設定等」をご覧ください。 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について説明します。 「Ⅰ 農業委員会の状況について、2 農家・農地の概要」をご覧ください。 耕地面積は、田、畑あわせて、494 haとなります。 「Ⅱ最適化の目標、(1)農地の集積について」をご覧ください。 これまで令和 6 年度の集積面積は、63.9 ha、集積率 13.0%となっています。 「(2)遊休地の解消について」をご覧ください。 令和 6 年度の 1 号遊休地面積は、34.9 ha、うち緑区分 14.7 ha、黄区分が 20.2 haとなっています。 「(3)新規参入の促進について」をご覧ください。 令和 6 年度の新規参入者は 2 経営体、3 haとなっており、令和 7 年度における目標面積は 1 haとなっています。 「2 最適化活動の目標について」をご覧ください。 (1)推進委員等が最適活動を行う日数目標については一月あたり 6 日となっており ます。 (2)強化月間の設定目標については、9 月が遊休農地の解消、1 月～2 月が農地集 積となっています。 (3)新規参集者相談会への参加目標は 1 回となっており ます。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なし) との声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし) との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6、報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局 の説明をお願いします。

局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 10～14 ページをご覧ください。 令和 7 年 3 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 12 件、筆数は田 23 筆、畑 40 筆の計 63 筆、面積は計 21, 104. 40 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 10～14 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 7、報告第 8 号「農地法第 4 条の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 15 ページをご覧ください。 令和 7 年 4 月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。 件数は 1 件、施設の種類の農業用倉庫 1 棟、施設の面積は 36 m²です。 本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が 2 a（200 m²）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。 詳細につきましては、参考資料の 15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 4 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 2 8 日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜